

令和2（2020）年度 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要



令和3年1月7日 壁面アートプロジェクト 除幕式にて

センターの名前の由来

いのち……人が生きる根底にある最もたいせつなもの
愛………人を思いやる人間愛
ゆめ……多くの人との交流を図り、あらゆる人権問題の解決にむけた願い
センターの名前には、このような思いがこめられています。

令和3年（2021年）7月30日

茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 茨木には、次がある。

次なる
茨木へ。

1 センターの概要

(1) 設置目的

基本的人権尊重の精神に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45条）に規定する隣保館として、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資すること。

(2) 施設の概要

【本館】鉄筋コンクリート造3階建（一部4階あり。2階増築部は鉄骨造）

※令和2年度に屋上防水及び外壁塗装等の大規模改修を実施

敷地面積1,527m² 延床面積1,700.62m² 昭和48年8月1日開館

【分館】鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積791.46m² 延床面積614.67m² 昭和55年5月13日開館（旧沢良宜青少年会館）

※令和4年度に屋上防水及び外壁塗装等の大規模改修を実施予定

(3) 運営体制等 館長、指導職員1名、会計年度任用職員4名（相談員2・事務2）計6人
(令和3年7月1日現在)

(4) 利用案内

開館時間 午前9:00～午後9:30まで

休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

茨木市に暴風警報及び大雨特別警報発令時、震度5弱以上の地震発生時等

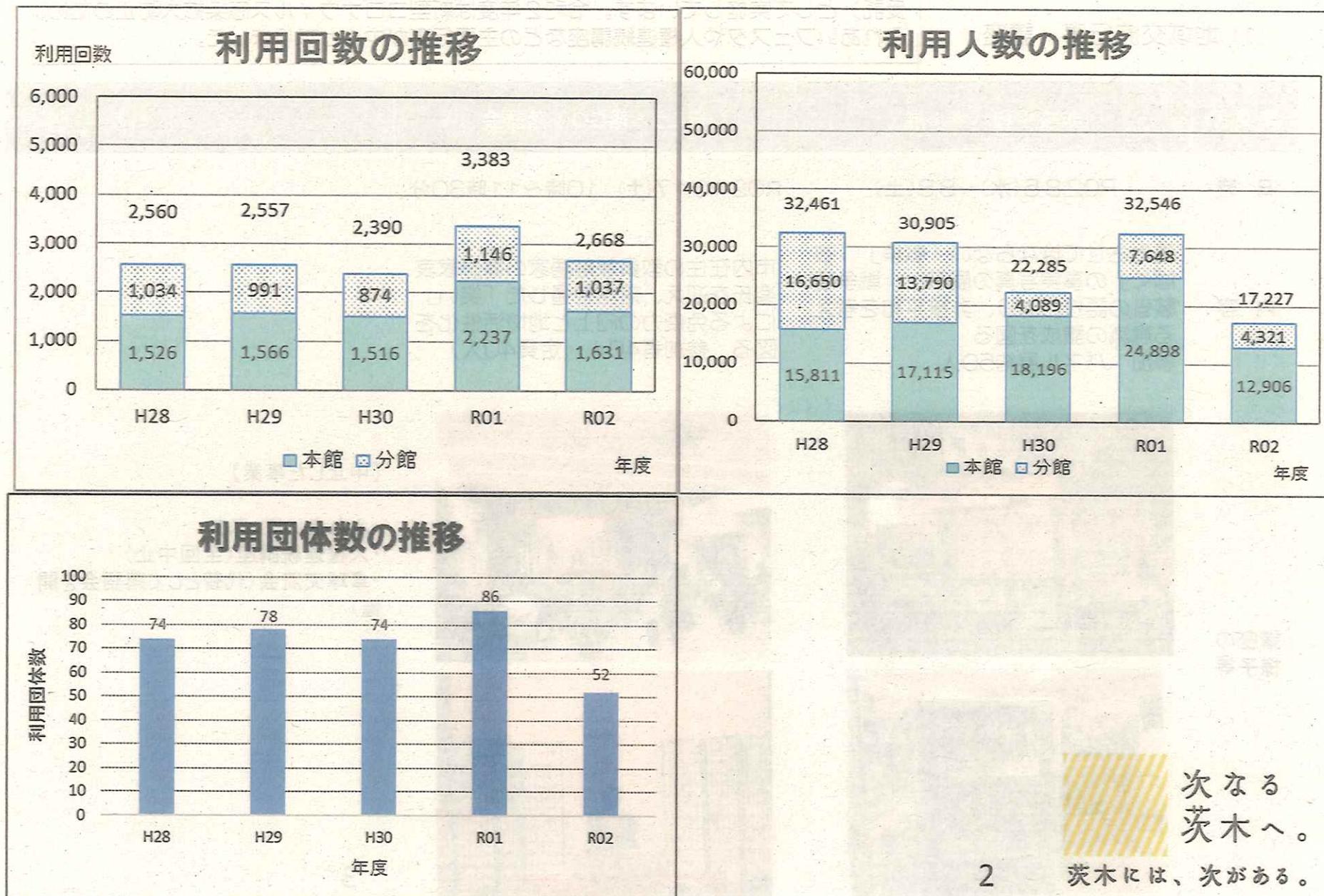
利用受付等

- 令和2年4月からインターネットによる利用申込開始及び利用料の口座振替が可能になりました。
- 利用申込みは、利用しようとする日の属する月の3か月の1日より可能（抽選申込は4か月前の20日～末日）
- 高校生以下の団体利用は、利用料が半額になる場合があります。
- 市外居住者の利用料は、2倍になります。
- 利用変更申請、取消しも含め1回のみ可能。
- 利用開始日の60日前までに利用申請を取り消したときは、利用料の10割還付、
7日前までは5割還付、それ以降は還付なし。

次なる
茨木へ。

(5) 利用状況等

(利用回数・利用人数とも、分館におけるユースプラザの利用も含む。)



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

2 地域交流事業

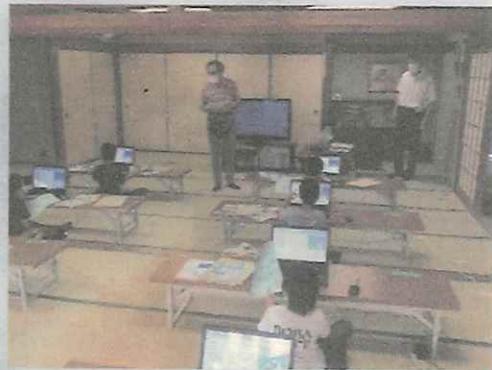
(1) 地域交流行事・講座

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業（NPO法人はっちばっちが受託）として実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあいフェスタや人権連続講座などの主要行事が中止となりました。

事業名	非核平和パネル展	行こう！落GO！落語会	
日 時	RO2.8.5(水)～8.8(土)	RO2.10.17(土) 10時～11時30分	
内 容	風化させてはならない「戦争」「被ばく」の事実写真の展示と、戦争経験者の語りにより、非核平和を考える意識の醸成を図る 参加 パネル展約50人	市内在住の教員兼落語家の喜怒家哀楽氏を迎え、落語を通じた「笑い」による免疫力の向上と地域活性化を図る 参加者40人（定員40人）	
講座の様子等	 	 	<p>【中止した事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ふれあいフェスタ・人権連続講座（全回中止）・卓球交流会（代替として落語会を開催）



(2) 講習・講座等

事業名	ほっとふれあいラジオ体操	みんなでカンフー体操講座	プログラミング講座
日 時	毎週月～金曜日（休館日を除く）	R02.9.12（土）10時～11時	R02.8.4（月）10：30～11：30 13：30～14：30
内 容	DVDに合わせてラジオ体操、ストレッチ。体操後、お茶、会話を楽しんでもらう。 参加 延べ267人 開催数 42回	中国武術のカンフーの基礎を学び、楽しく体を動かし、コロナに負けないか体を作る。参加 10人 講師 大阪中国武術協会薫組 中井薫・中井龍之介	小学生対象に教育課程の取組の一つであるパソコンを使ったプログラミング教室を開催し、プログラミングの楽しさや相互交流を図る 前半8人(低学年) 後半6人(高学年)
講座の様子等			

【参加者の感想】

- ・本物のパソコンに触れてうれしかった
- ・カメやクラゲなどプログラミングいろいろな動きができる事を知った。
- ・家でゲームを作ってみたくなかった。

【参加者の感想】

- ・コロナ禍でしたが久しぶりに体を動かせてよかったです。
- ・龍之介先生の演舞がかっこよかったです。

事業名	皮工芸入門編	終活セミナー	年末年始寄せ植え講座
日 時	RO2.11.16(月)10:30-12:30 11.25(水)19:00-21:00 11.28(土)13:30-15:30	RO2.11.24(火) 14:00-16:00 12.15(火) 14:00-16:00	RO2.12.22(火) 10:00-12:00
内 容	茨木在住の皮工芸職人によるキー ケース作りを学び、講師や参加者 同士の交流の場とする。 16日:12人、25日:15人、 28日:13人 合計40人 講師 Pamu工房 濱園 明洋	終活とは?から始まり、なぜ終活が必要なのか等を学び、エンディングノートを記載して完成させる。 24日:19人 15日:18人 合計37人 講師 Officeニコ 終活よろず相談所 所長 藤井 奈緒	コロナ禍という時だからこそ元気に年始を華やかに迎えるために、おしゃれな鉢と花との組み合わせの寄せ植えを植込む 参加者20人 講師 フラワースタジオ エム 主宰 松宮 弘明
講座の様子等	 <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の宝物が増えた ・子どもとの楽しい時間が過ごせてよい経験ができた ・コロナ禍での素敵なお時間に感謝 	 <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実体験に即した講師の話が「あっそうなんだ!」と気づきが多く参考になった ・終活というものを明るく、前向きにとらえることができた 	 

事業名	障害もある人もない人も共につくるアート展	「みんなの想い」壁面アートプロジェクト	多文化共生支援講座
日 時	R02.12.29(水)～14(月) 9:00～17:00	言葉募集R02.8.7(金)～9.30(水) 除幕式：R03.1.7(木) 9:30	R03.2.18(木) 10:00～正午
内 容	年齢・性別・ジャンル等を問わず、みんなでアートの世界を体験しましょう！ということで一般募集し、各あいセンターで展示する。 沢良宜参加者：104人	本館エントランス前の壁面を活用し、愛センターや茨木への想いや期待を綴った言葉を募集し、その言葉を利用したモザイクアートを施工した。280件の募集があり、4,929文字で構成されるアートとなった。	外国人住民が近年増加する中、外国人住民の生活支援と地域における多文化共生の理解を促進するための基礎的な講座。参加者29名 講師：公益財団法人 箕面市国際交流協会 河合 大輔
講座の様子等	  		

(参加者の感想)

- ・愛センターに外国人と地域住民との交流スペースができたらよい
- ・日本人も外国文化を学ぶ必要がある

3 沢良宜いのち・愛・ゆめセンターでの識字・日本語教室の取り組み 3学期制・全60回

毎週月曜日 午後7時30分～午後9時 計30回開催

毎週木曜日 午前10時00分～午前11時30分 計30回開催

受講生 31人 ベトナム20人、インドネシア4人、フィリピン3人、タイ1人
中国2人、韓国1人

講 師 21人

主な行事 10/15 葦原小学校4年生との交流会
学習の中で書道体験

学習方法 コロナ禍での開催ということで、オンライン学習や宿題形式、学習時間の分散等様々な学習方法で弾力的に実施し、できるだけ学習機会を確保。また、他のセンターに在籍している学習者とのオンライン交流会を実施した。

※ 識字・日本語教室とは

識字・日本語教室は、文字の「読み」「書き」を学び、日本の「ことば」を学ぶことです。
「すべての人に文字を」と国際連合が呼びかけた1990年の国際識字年、その後「国際識字の10年」が呼びかけられ、世界でその取組が進められてきました。

大阪でも、およそ5～6万人の方が「よみ・かき・ことば」に不自由していることで、夜間中学校、識字学級、公民館等での日本語教室のほか、ボランティアによる日本語教室など、200か所以上が開設されています。そこでは、戦争や差別、貧困などの理由で学校に行けなかった人々や最近外国から日本に来られた方など、5,000人以上が学んでいます。学習者が増加する一方、支援者不足や支援者への研修機会が少ない等課題も発生しています。

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

4 相談事業等

(1) 相談事業の概要

【総合相談】

人権や生活上のさまざまな課題について、関係機関と連携しながら、相談者の立場に立ったきめ細やかな相談、支援に取り組んでいます。

- ・相談体制 総合相談員2名、臨時職員1名、
- ・窓口開設時間 月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

【特別相談】

- ・お仕事じっくり相談会 月1回（第1月曜日） RO2実績 11件
- ・くらし設計支援相談（RO2.10月からの新規事業） 月1回（第3金曜日） RO2実績 14件

【相談機能強化事業】

長期的、継続的な指導助言を必要とする対象者の支援を図るため、センター委託事業として、NPO法人はっちぽっちが実施しています。

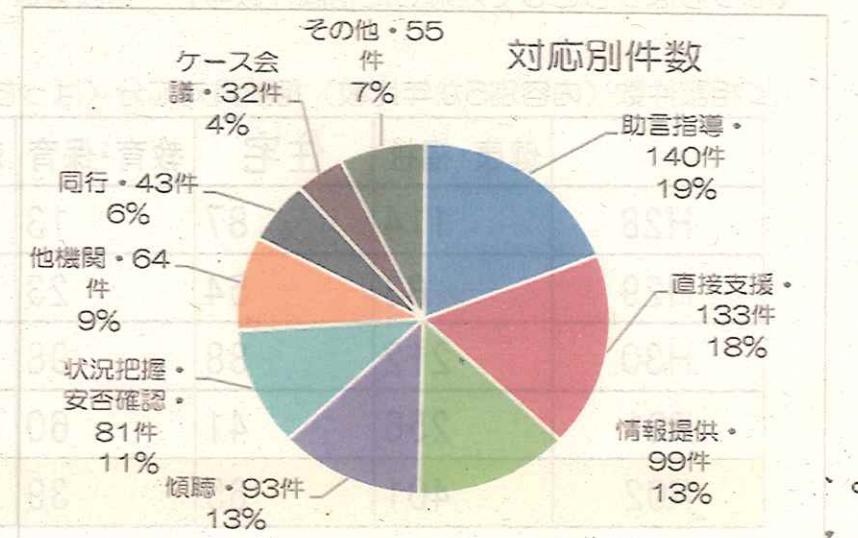
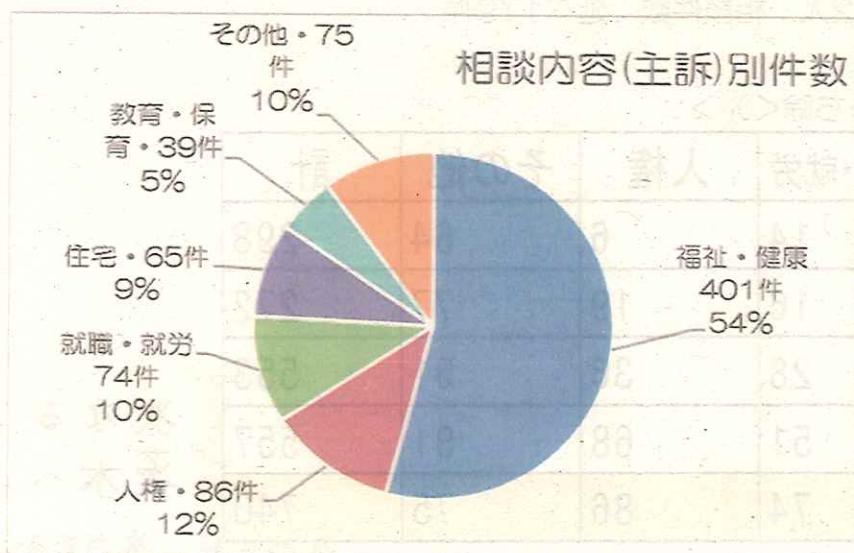
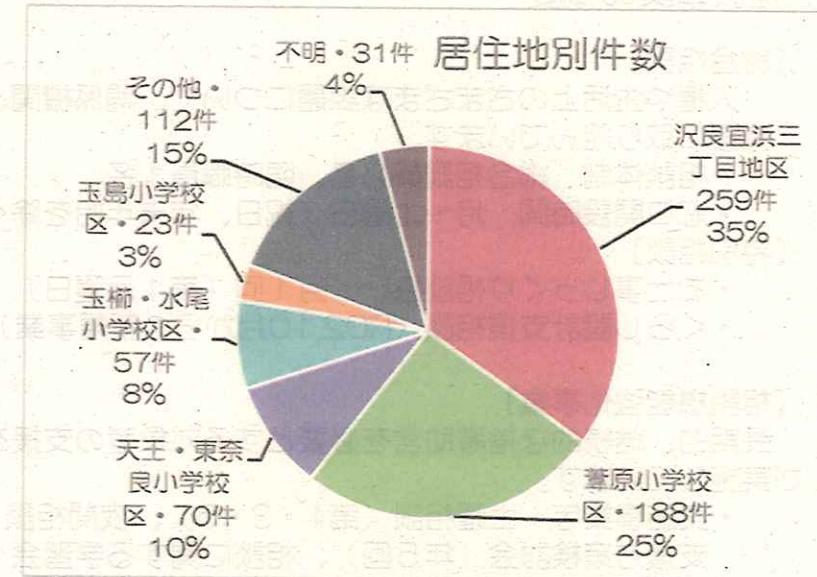
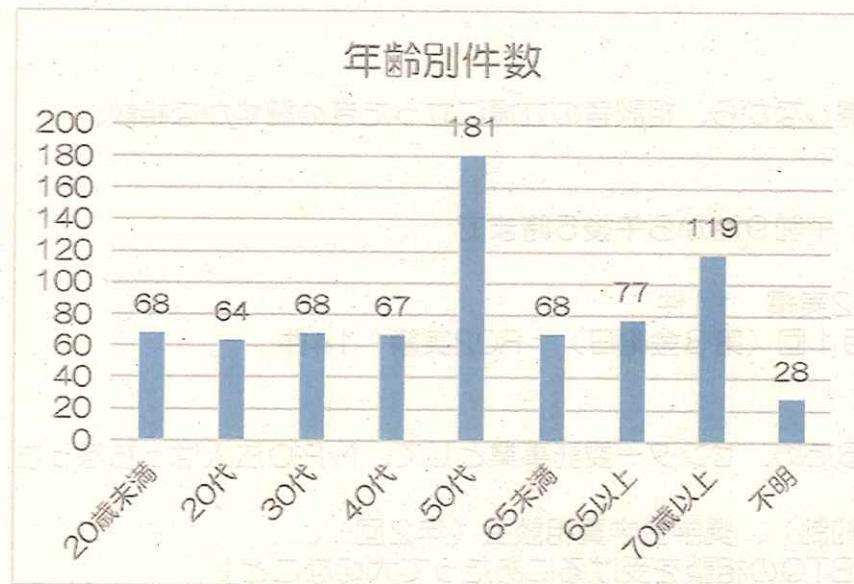
- ・実施事業等：土曜相談（第1・3・5）、夜間相談（予約制）、奨学金学費相談会（年2回）、支援方策検討会（年5回）、相談に関する学習会「LGBTQの相談を受けるにあたって大切なこと」「コロナ禍での生活困窮の実態」、相談員連絡会（月1回）

【はっちぽっちとして対応した相談件数等】 相談者数：112人 相談件数：延べ179件

<相談件数（内容別5か年比較）相談員対応分（はっちぽっち除く）>

	健康・福祉	住宅	教育・保育	就職・就労	人権	その他	計
H28	114	87	13	14	6	64	298
H29	83	54	23	16	19	77	272
H30	212	88	98	28	36	91	553
R01	256	41	60	51	68	81	557
R02	401	65	39	74	86	75	740

(2) 令和2年度 相談件数等集約について（母数740件）





(4) 新型コロナウイルス感染拡大に伴うセンター運営及び相談状況等

【あいセンター運営への影響】

- ・2020.3.9～5.31 休館(5/10まで→5/31までに延長)
2021.4.7に緊急事態宣言発令
- ・2020.6.1～9.30 利用定員50%以内で貸館再開・開館
- ・2020.10.1～2021.1.13 大声・歓声等が無いことを条件に利用定員100%以内で貸館
- ・2021.1.14～2.末 2021.1.14に緊急事態宣言発令
利用定員50%以内で貸館、午後8時以降閉館
- ・2021.3.1～5.5 大声・歓声等が無いことを条件に利用定員100%以内で貸館
開館時間も通常営業(まん延防止等重点措置により4/9から午後9時以降閉館)

【相談業務への影響】

- ・相談については、緊急事態宣言発出中は対面相談を極力控えるとともに、来所相談があった場合は換気の徹底及び消毒、飛沫感染防止パネルの設置等で対応した。
- ・コロナ禍での生活上の困りごと無いか、特別定額給付金申請で不明な部分は無いか等のあいセンター周辺地域にお住まいの配慮のいる高齢者等に積極的にアウトリーチを行った。

【新型コロナウイルス影響による主な相談内容】 延べ相談件数:114件

- ・学校が休校になり家にいるのが苦痛である。家庭内で虐待傾向のある生徒が昨年度より毎日来所。家庭での居場所がないことによる避難と、家庭内の状況を聞いてほしい。
- ・派遣の契約更新ができなかった。生活が苦しい。
- ・営業日を減らさなければいけない。賃金が大幅に減少してしまう。
- ・仕事がなくなり収入が減った。
- ・前夫の収入減で養育費がもらえない。
- ・仕事が無い。派遣の寮から追い出される。
- ・遠方への転勤を命じられた。
- ・交友関係を制限しているのでストレスが溜っている。
- ・コロナに感染した。職場の対応が人それぞれ落ち込んでいる。
- ・外出の機会が減り物忘れが多くなった。
- ・高齢者の一人暮らしで孤立感が深まり、生活意欲をなくしてしまった。等

次なる
茨木へ。

(5) 支援方策検討会

センター相談事業の対象者のうち、長期的、継続的な助言指導を必要とする者に対する支援を図るため、センター支援方策検討会を設置している。年5回の支援方策検討会、年2回の相談業務に関する学習会を行いました。

内容については、地域での相談・支援活動で発見された生活上の課題や、相談対応における課題について話し合いを行うとともに、地域の関係機関との情報共有や連携に取り組みました。

※事務局＝特定非営利活動法人はっちぱっち

【主な検討事例】

- ① 50代独身。親族はない。コロナウイルスの影響で仕事が無くなり派遣会社の寮にいられなくなる。一時生活支援事業利用→生活保護申請：一人暮らしを実現する。就労につながる。しかし家計管理ができない。マンションの鍵を紛失盗難。アクシデントが多く一人暮らしに大きな不安を抱える。小中学校通学時に支援学級に在籍していたことを踏まえ、発達検査・受診・障害者手帳取得にむけて支援を検討する。
- ② 20代50代親子。20代子どもは障害があり引きこもり。50代親は仕事はしているが低賃金。家賃滞納等があり家計管理ができない。数年間、生活保護の受給と廃止、家賃滞納等を繰り返す。親の家計管理と、子どもの社会参加に向けた支援方策を検討する。
- ③ 20代独身。身体障害がある。障害者相談支援事業所・障害福祉サービスにつながっておらず、介助を担っていた母親が亡くなり、就労・生活面全般に対して支援方策を検討する。
- ④ 引きこもり傾向のある20代子ども・50代親子の支援。地域で孤立傾向がある。父親の仕事が見つからない。20代になって子どもが療育手帳を取得。生活保護は受給しているが父子で家計管理ができない。子どもに精神不安定・過食・飲酒・大量服薬あり。父子共に家計管理ができ、子どもが精神的な安定を保つための支援方策を検討する。
- ⑤ 50代独身。精神疾患で通院は継続的にできてるのに、入浴しない、洗濯ができない、掃除ができない等の不衛生な生活と栄養のある食事が摂れない等の課題を抱えている。健康的な生活や就労の継続をかなえるために支援方策を検討する。
- ⑥ 40代夫婦。夫婦共に障がいがあり、理解力が弱いという理由で親族の過干渉傾向が強い。夫婦の自立を支援するためのサポート体制を親族の力で崩されないように支援方策を検討する。

(6) 課題及び今後の方向性等について

支援方策検討会での検討及び検討会委員からの意見を踏まえ、相談者に共通する課題や、それらに対する相談対応、また、令和2年度の成果と今後の方向性について、下記のとおり集約しました。

① 相談者の共通する主な課題について

- 1 家計管理ができない。
- 2 本人の受容拒絶・無関心から適切な福祉サービスにつながらない。
- 3 孤立している。家族がいない。家族間で揉める。

② ①に対する相談対応について

- 1 くらし設計相談への積極的誘導や市の生活困窮支援担当課等と連携し、適正な生活費の理解と見直しを支援する。
- 2 伴走型支援により、相談者との信頼関係を築きながら、専門機関への相談につないだあとも見守りを継続し、適切かつ必要な福祉サービスの理解と当該サービスを利用できるよう根気よく支援する。
- 3 コロナウイルス感染拡大防止のための生活様式の変化により、支援を要する状況になった住民の変化に気づくことが必要である。
- 4 困りごとを抱えたまま、どこに相談してよいのか分からず、状態が悪化し長期化する住民の発見が必要である。また、SOSを出せない住民の掘り起こしが必要である。
- 5 地域住民の信頼を得て相談ニーズの発見につながるよう、地域活動に積極的に参加し顔の見える関係づくりに努める。
- 6 識字・日本語教室や各種センター事業の利用者と積極的にコミュニケーションを取り信頼関係を築き相談しやすい関係つくりに努める。

③ 成果と今後の方向性について

【成果】

- ・コロナ禍に起因する雇止めの相談から、日常生活にもサポートが必要なことに気づくことができ専門機関につないだ。引き続き見守りができるように、センター利用へと案内できた。
- ・継続的、長期的な支援が必要な家族。複合的な課題を抱える家族と信頼関係を構築し関係が切れることなく支援が続いている。
- ・沢良宜浜地区の住民やその他近隣住民の相談が昨年度よりも増えている。地域に根ざした相談体制が構築できている。
- ・孤立無援の人が人権関係の部署から当センターにつながり継続的に支援が続きネットワークを構築できた。
- ・精神的な疾患を抱え通院は定期的でできていた対象者が歩行困難、セルフネグレクト等の状態になった。適切な受診につなげることで身体も精神も健康状態を取り戻し、就労も就業ルールも守れるように支援した。
- ・今年度10月からスタートした月1回の社会保険労務士による「くらし設計相談」に14ケースつなげ、事実婚の遺族年金・パワーハラスメント・障害者年金・債務のある年金生活者の家計管理・家賃滞納者の家計管理・退職後の社会保険加入等について多様な内容の相談に対応することができた。
- ・不適切なセンター利用をする利用者に寄り添い、コミュニケーションを継続的にとることによって関係機関と連携した見守りを実施することができた。等

【今後の方向性】（令和3年度に向けて）

- ・相談によりつながった対象者に、当センターの事業や居場所スペースの利用を促すことにより、安心した居場所の提供と継続した見守り支援をおこなう。
- ・ユースプラザ、コミュニティデイハウスほっとスル、こども食堂、学習・生活支援事業、長期休み子ども居場所事業等の社会資源や当センターの利用者との顔の見える関係づくりから信頼関係を構築し要支援者の早期発見から相談につなげる。
- ・「総合相談」「お仕事じっくり相談」「くらし設計相談」を地域住民に広く周知し、敷居低く、相談しやすい体制を作る。
- ・令和3年度より、あいセンターにて多文化共生の地域づくりを推進していくことから、外国人や外国にルーツにある方々の居場所提供を行うとともに、外国人等に対する相談にも積極的に応じ暮らしやすさを支援していく。
- ・各関係機関の支援サービス外の制度の狭間にいる対象者の見守りや生活支援を担う。
- ・課題解決が困難なケースについては、対象者の状況に応じた支援ができるよう、タイムリーにケース検討会を密に行いきめ細かな支援と連携を深める。